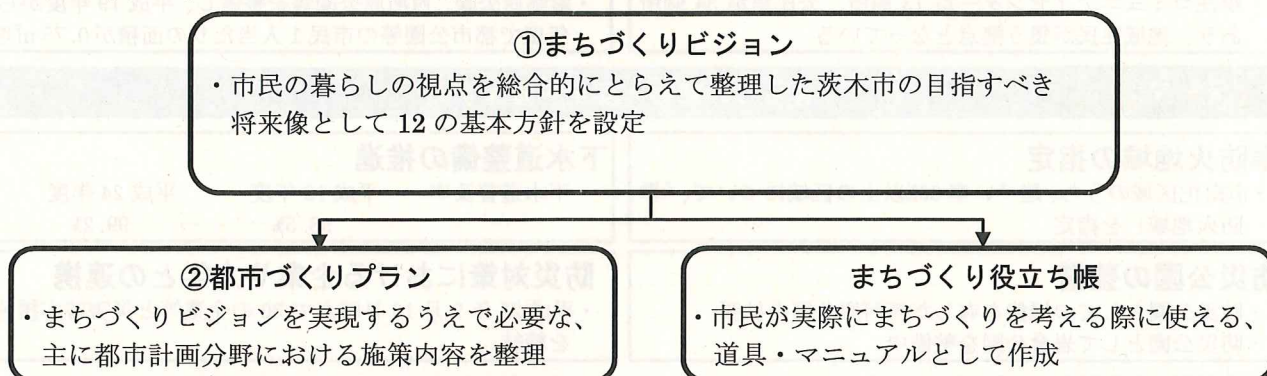


■現行都市計画マスタープランの概要(平成 19 年 6 月策定)

現行の都市計画マスタープランは、計画的な都市づくりを実現していくためだけでなく、市民一人ひとりが望む暮らしを実現するための様々な活動の積み重ねを支えていく 1 つの手段として「都市計画」を捉え策定を行っており、以下の構成となっている。



①まちづくりビジョン

まちづくりの基本理念：多くの市民の意見から紡ぎ出されたまちづくりの基本的な理念
「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木

12の基本方針 ～まちの将来像～

- ・人が育ち、人を育てるまち
- ・たのしく散歩ができるまち
- ・色々な暮らしができるまち
- ・茨木のエエもんを育むまち
- ・人に優しい交通システムを取り入れるまち
- ・挨拶があふれるまち
- ・夢に向かってチャレンジができるまち
- ・なりわいを大切にするまち
- ・身近な自然を守り、使い、育てるまち
- ・「人持ちになろう」が合言葉のまち
- ・地元で循環するまち
- ・今あるものを工夫して活かすまち

②都市づくりプラン

まちづくりビジョンの実現に向けて 10 個のテーマを設定し、施策展開方針を定めている。

	テーマ	主な施策展開方針
1	市民が集い語らう場を増やす	・市民が集まる場所を中心に計画する開発の誘導 ・住民による集いの場や公園等の運営・維持管理
2	暮らしの安心・安全を確保する	・公共施設の耐震改修の推進 ・下水道整備の推進 ・避難所、避難路の整備
3	多様な暮らしを支える住宅・住宅地を守り、つくる	・地区計画等の活用促進 ・環境やコミュニティ等新しい視点で進められる彩都事業の推進 ・多様な住宅・住宅地の供給の誘導
4	都市の活力を高める産業を守り育てる	・市内での企業立地の維持・促進 ・工業生産環境を保全する土地利用の誘導 ・観光の振興
5	中心市街地等の暮らしを支える拠点を活性化	・交通結節点の機能強化 ・商業系地域以外での大規模集客施設の新規立地の制限 ・中心市街地の利用の促進
6	茨木のまちの資源を活かす	・自然公園等の豊かな資源の保全と活用 ・公共施設の計画的な更新と耐震改修の推進 ・河川の景観保全と水辺の活用
7	周辺と調和した景観・環境づくりを進める	・建物の形態等に関するルール整備 ・周辺環境と調和した景観・環境の誘導 ・区画整理等の技術的支援
8	無秩序な市街地の拡大を抑制する	・都市基盤施設の維持保全 ・原則として市街化調整区域の開発を抑制 ・農林業基盤の整備
9	地域と暮らしを支える交通システムを構築する	・広域交通と生活交通を分離する環状道路体系の整備促進 ・都市計画道路の計画的整備の推進 ・快適な歩行空間の整備
10	生活の範囲の広がりも考慮し周辺都市との連携を図る	・第二名神自動車道及び関連都市計画道路の整備 ・安威川ダム周辺の水辺を活かした観光/クリエイション拠点の整備

■現行都市計画マスタープラン策定後のまちの動き・課題

◆少子高齢化の進行

- ・ 茨木市の平成 22 年の高齢化率は 19.5%
- ・ 平成 37 年には高齢化率が 25%を超える見込み

◆大規模工場の移転

- ・ 東芝、サッポロビール、フジテックなどの大規模工場が他地域へ移転または閉鎖し、大きな土地利用の変化が誘発

◆立命館大学の進出

- ・ サッポロビール工場跡地に立命館大学が平成 27 年 4 月、大阪いばらきキャンパスを開学予定
- ・ 大学施設、市民が利用可能な図書館、ホール等の施設が立地される予定
- ・ 隣接する岩倉公園、J R 茨木駅からの歩行者道、周辺の都市計画道路などの整備を推進

◆J R 新駅の設置

- ・ 平成 30 年春、フジテック跡地に「(仮称) J R 総持寺駅」が開業予定
- ・ J R 西日本や関係事業者と連携協力し、駅前広場、駐輪場などの周辺整備を推進

◆新名神高速道路の事業推進

- ・ 平成 28 年度完成目標として事業推進

◆安威川ダムの事業推進

- ・ 平成 33 年度供用予定
- ・ ダム建設で生まれる湖を活かした観光レクリエーションの拠点として、市民に親しまれるダムの実現を目指す

◆彩都中部地区の開発推進

- ・ 彩都中部地区の開発が進められており、物流施設等が立地予定

◆市民活動の活発化

- ・ 茨木音楽祭や茨木麦音フェスト、バルフェスタいばらきなど、市民が主体的に取り組んで実施するイベントの開催が増加

○都市計画マスタープランに基づき施策や事業を進め、まちの変化が現れてきている。また、産業構造の変革、少子高齢化や IT 技術の進展など社会経済情勢も変化してきている。

○このように大きな変化がある中で、その社会潮流と茨木市における課題に対する認識を深め、次の 10 年間で取り組むべき施策の方向性を見据える必要がある。

長期・中期のさかのり調査に基づく一歩を踏み出す調査計画

1. 調査の目的と意義

本調査の目的は、長期的な視点から、社会情勢の変化に伴って変化する消費者の購買行動を把握し、その動向を予測することにある。また、企業経営に役立つ情報を提供することである。

2. 調査の範囲と対象

調査の範囲は、全国を対象とし、対象となる商品・サービスは、生活必需品から嗜好品まで幅広く設定する。調査対象者は、18歳以上の国民とする。

3. 調査の方法と実施時期

調査方法は、アンケート調査とインタビュー調査を併用する。実施時期は、長期的な視点から、毎年定期的に実施する。また、必要に応じて、臨時調査も実施する。

4. 調査の結果の活用

調査の結果は、経営戦略の立案に活用される。また、市場動向の把握や、競争相手の分析にも活用される。さらに、消費者行動の予測にも活用される。

5. 調査の費用と効果

調査の費用は、調査費、人件費、印刷費などがかかる。しかし、長期的な視点から見た場合、調査の効果は非常に大きい。また、調査の結果は、経営に役立つ情報を提供する。

6. 調査の今後の展望

調査の今後の展望は、調査の範囲を拡大し、調査の精度を向上させることにある。また、調査の結果をより活用できるようにする。

7. 調査のまとめ

本調査は、長期的な視点から、社会情勢の変化に伴って変化する消費者の購買行動を把握し、その動向を予測することにある。また、企業経営に役立つ情報を提供することである。

8. 調査の参考文献

調査の参考文献は、調査方法に関する書籍、調査結果に関する論文などがある。また、調査の結果をより活用できるようにする。

また、この調査は、長期的な視点から、社会情勢の変化に伴って変化する消費者の購買行動を把握し、その動向を予測することにある。また、企業経営に役立つ情報を提供することである。

都市MP改定における基本的な視点

- 今後予測される社会経済情勢の変化を踏まえた都市計画の方針とする
- 地方分権の推進による都市計画の決定権限の委譲を踏まえて茨木市としての方向性を示す方針とする

- 茨木市における土地利用の大きな変化を踏まえた都市計画の方針とする
- 前MPの「まちづくりビジョン」をさらに発展させることを基本とした方針とする

茨木市を取り巻く動向とまちの将来を考える視点

人口減少・高齢化社会にどのように対応するか？

全国的な流れ

- 2050年には現人口は約25%減少する見込み
- 2050年には高齢化率は約40%に達する見込み
- 住宅ストック超過による空き家数の増加
- 高齢者の介護・居住の確保に向けた取組を実施
- 生活利便施設へのアクセスが困難な高齢者単身世帯が急増する恐れ

茨木市の現状

- 茨木市の人口は昭和30年～40年代頃に急増
- 茨木市の人口は平成29～32年にピークを迎え、その後減少する見込み
- 茨木市内の現在の空き家率は低いが今後増加する恐れ

【課題】

- ・ 高齢化により市民の移動手段が変化
- ・ 人口密度の低下により身近な生活利便施設が撤退する可能性がある

まちの将来を考える視点

- 無秩序な開発を抑制し歩いて暮らせるコンパクトな生活圏を維持・構築していくことが必要
- 高齢化社会に対応できる移動手段の確保が必要
- 高齢化対策や人口維持を目指したサービス提供・施設整備を進める視点が必要

【関連するまちづくりビジョン】

- ★ 色々なくらしができるまち
- ★ 人に優しい交通システムを取り入れるまち

【関連する市民WSによる将来像のキーワード】

- ★ 高齢者が元気 若者が多い 子どもが多い 活気あふれるつながり都市
- ★ 高齢者が安心して生活できる
- ★ 動きやすいまち 茨木
- ★ 歩きたくなるような魅力的なまち
- ★ ライフスタイルが確立できるまち
- ★ 高齢者の住みやすくて優しいまち
- ★ 子育てがしやすいまち
- ★ バリアフリー 安全な道路と快適な道
- ★ 人も施設もバリアフリー化

都市魅力・都市ブランドをどのように高めるか？

全国的な流れ

- 景観法の施行などまちの「美しさ」に対する意識が向上
- 人口減少社会における都市間競争が激化
- 着地型観光への注目とまちづくりへの展開が進展

茨木市の現状

- 元茨木川緑地等による緑豊かな都市環境や歴史を感じる個性豊かなまちのイメージを形成
- 茨木市の顔となる駅前施設等の老朽化が進行
- 立命館大学の開学による「学術」「文化」など新たなまちのイメージと茨木市の発展を担う人材やネットワークの形成によるまちのポテンシャルの向上を期待
- 都市の魅力やアートを活かしたまちづくりに対する取組の実施

【課題】

- ・ 人口定着や交流人口の増加に向けて他都市との差別化・ブランド化を図ることが急務
- ・ 市の玄関口である駅周辺施設の再整備

まちの将来を考える視点

- 茨木市の魅力を高めるため歴史・自然・文化・芸術を保全・創出することが必要
- 優れた住環境の保全・創出により人口の定着を高めることが必要
- 魅力あるまちの拠点・まちの顔づくりを行い交流人口の拡大をめざすことが必要

【関連するまちづくりビジョン】

- ★ たのしく散歩ができるまち
- ★ 茨木のエエもんを育むまち
- ★ 身近な自然を守り、使い、育てるまち
- ★ 人が育ち、人を育てるまち

【関連する市民WSによる将来像のキーワード】

- ★ 人々のアイデアが活かされるまち～農・教育・芸術～
- ★ 外からも沢山人が集まるまち
- ★ 活力のあるまち 文化都市
- ★ 行きたいまち 住みたいまち 文化都市の茨木市
- ★ 観光資源が活かされているまち
- ★ まちの美観を考える、まち並み緑
- ★ 里山地域と市街地が調和した住み良いまち
- ★ 芸術の香り高いまち
- ★ 大学を中心に文化的なまち
- ★ 地域・市民・産・官・学
- ★ “茨木といたらこれ”という思い描けるシンボルのあるまち

産業構造・商業環境の変化にどのように対応するか？

全国的な流れ

- 企業の海外進出が進み国内工場立地は低迷
- 全国どこでも同じ品質の物やサービスを手に入れることができる社会
- 個人がものづくりに携わることのできる環境の創出

茨木市の現状

- 市内の事業所が減少する一方で、起業する事業所も多い
- 地元企業が継続して操業しやすい環境づくりに取り組み、雇用の場所の確保を促進
- 中心市街地の空き店舗率は全国平均と比較して少ない
- 今後の成長が期待できる産業の誘致を推進
- 彩都のライフサイエンスパークや多数の大学、企業等、茨木市及び周辺における知的集積が豊富
- 地域に密着した「なりわい」のあるまちが求められている

【関連するまちづくりビジョン】

- ★ 夢に向かってチャレンジができるまち
- ★ なりわいを大切にすまち

【関連する市民WSによる将来像のキーワード】

- ★ 市内で買い物
- ★ 茨木ならではの産業の育成
- ★ 茨木市の特産品がある
- ★ 職・住・学・遊のとのったまち
- ★ まちに活力があり、まちが動いている
- ★ ちょっと表に出てみようと思えるまち
- ★ 商店街の活性化
- ★ 老若男女 それぞれの能力を活かしたワークシェア

まちの将来を考える視点

- インキュベーション施設や異業種間のネットワーク形成など新規産業を創出しやすい環境を整えることが必要
- 人材や技術資源を活かした商品の差別化により産業構造の変化に対応する競争力強化の視点が必要
- 新名神高速道路開通によるポテンシャルの向上を活かした産業振興を進めることが必要
- 市民の生活利便性向上や地域経済の活性化等を図るために魅力的な商業集積を形成することが必要

【課題】

- ・ 製造業等の流出により土地利用が変化
- ・ 地域に根差した商業や雇用の場が減少

財政状況の制約の中でどのような都市経営を進めるか？

全国的な流れ

- 人口減少、少子高齢化による財源の縮小と民生費の増大が進行
- 公共施設・都市基盤ストックの維持管理・更新費が増加

茨木市の現状

- 茨木市においても市税は減少傾向にあるが民生費は増加
- 茨木市においても今後一斉に都市施設の修繕・更新時期が到来

【関連するまちづくりビジョン】

- ★ 今あるものを工夫して活かすまち

【関連する市民WSによる将来像のキーワード】

- ★ チョーどいいまち

まちの将来を考える視点

- 効率的・効果的な都市経営を行うことが必要
- 公共施設の更新・修繕・維持管理においては長寿命化等によるコスト削減を図ることが必要

【課題】

- ・ 都市施設の修繕・改修時期が訪れるが、高齢化社会の進行により民生費が増加するため、土木費の増加が見込めない

自然災害が増加している中、どのような都市づくりが求められるか？

全国的な流れ

○自然災害の発生リスクが増加傾向

茨木市の現状

- 茨木市の自然災害は増加傾向
- 自然災害に備えた防災公園の整備や建築物の耐震化等防災面の強化に向けた取組を実施
- 市民の防災に対する意識が高まり、自主防災組織の立ち上げが増加
- 企業等と災害時の連携に向けた協定を締結

【関連するまちづくりビジョン】なし

【課題】

- ・自然災害が増加しているとともに、高齢化による災害弱者も増加
- ・自然災害に備えて、災害に強い都市基盤を整備することが求められる

まちの将来を考える視点

- 市民の生命を守る防災・減災の都市づくりの推進が必要
- 市民一人ひとりの命を守る「自助」「共助」「公助」の取組を進めることが必要

【関連する市民WSによる将来像のキーワード】
★防災 ★安心・安全 希望あふれるまち
★防災力のあるまち、防災公園の充実

地球温暖化等の直面する環境問題にどのように対応するか？

全国的な流れ

- 地球温暖化等環境問題が深刻化
- 中長期的に資源・エネルギー問題が深刻化する恐れ
- 低炭素社会への意識が向上

茨木市の現状

- 市民の環境に対する関心が向上
- 環境に配慮した公共施設の整備等を推進

【関連するまちづくりビジョン】
★地元で循環するまち
★身近な自然を守り、使い、育てるまち

【課題】

- ・地球温暖化等環境問題が深刻化しており、環境負荷の抑制に向けた取組が求められている

まちの将来を考える視点

- 低炭素社会に向けた取組と将来のエネルギー問題への対応に向けた取組を進めることが必要
- 自然と共生する都市づくりを進める視点が必要

【関連する市民WSによる将来像のキーワード】
★人にも環境にも優しいまち ★自然豊かなやすらぎのまち
★自然資源を残しつつアピール
★水光緑土 自然資源の積極的活用 ★里山と共生する都市
★人と自然が調和したまち ★自然、緑、自然環境

人のつながりやコミュニティとまちづくりはどのように連携するか？

全国的な流れ

- 世帯の小規模化が進んでいる一方で、シェアハウスなど、交流やコミュニティを重視した暮らし方が増加
- 介護や保育など従来家庭内で対応してきたことに対して社会全体で支え合う仕組みづくりが進展
- 地域課題解決に向けた社会活動への参加意識が向上
- インターネットの普及により生活の利便性は大きく向上

茨木市の現状

- 茨木市においても世帯の小規模化が進行
- 自治会加入率が低下している一方で、NPO 法人やボランティア活動への参加者は増加傾向

【関連するまちづくりビジョン】
★人が育ち、人を育てるまち
★挨拶があふれるまち
★「人持ちになろう」が合言葉のまち
★色々なくらしができるまち

【課題】

- ・世帯の小規模化により、社会全体での支えあいの仕組みが求められている
- ・行政と市民との協働によるまちづくりが一層求められている
- ・人材や活動の横断的なつながりによる発展が求められている

まちの将来を考える視点

- 家族間のつながりを補完する地域間での支え合いが必要
- 行政と市民との協働による地域課題への対応が必要
- 地域コミュニティや市民活動の発展を支える場の充実が必要

【関連する市民WSによる将来像のキーワード】
★人とのつながりが豊かなまち
★世代間で交流しやすいまち
★学生に子どもからお年寄りまでつながるまち
★近隣の人たちとのつながり
★人と人とのつながり
★つながる力で市民をつつむ
★あいさつがとびかっている ★日々のあいさつ

市民・民間によるまちづくりはどのように進むのか？

全国的な流れ

- 民間組織によるまちづくり事例の増加
- 官民連携のまちづくりを推進する制度等の導入検討
- 農業における集落営農や法人化への動き

茨木市の現状

- 市民・民間によるまちづくり活動の増加
- 民間事業者による新たなまちづくりプロジェクトの推進

【関連するまちづくりビジョン】
★夢に向かってチャレンジができるまち

【課題】

- ・活発化する市民・民間組織によるまちづくりの力を効果的に活かす仕組みが求められる

まちの将来を考える視点

- 市民・民間と行政がまちづくりの両輪となって推進していくことが必要
- 市民・民間によるまちづくりの推進に向けて規制のあり方の検討や支援制度を推進することが必要
- 農業や公共施設において民間による効率的な経営管理が必要

【関連する市民WSによる将来像のキーワード】
★(行政・市民・事業所・大学)連携
★自分たちのことは自分たちで決めようとする意識が高い
★市民がつくる(参加)
★成熟した民主的基盤をもつまちづくり
★住民自治を住民同士の横のつながりで実現

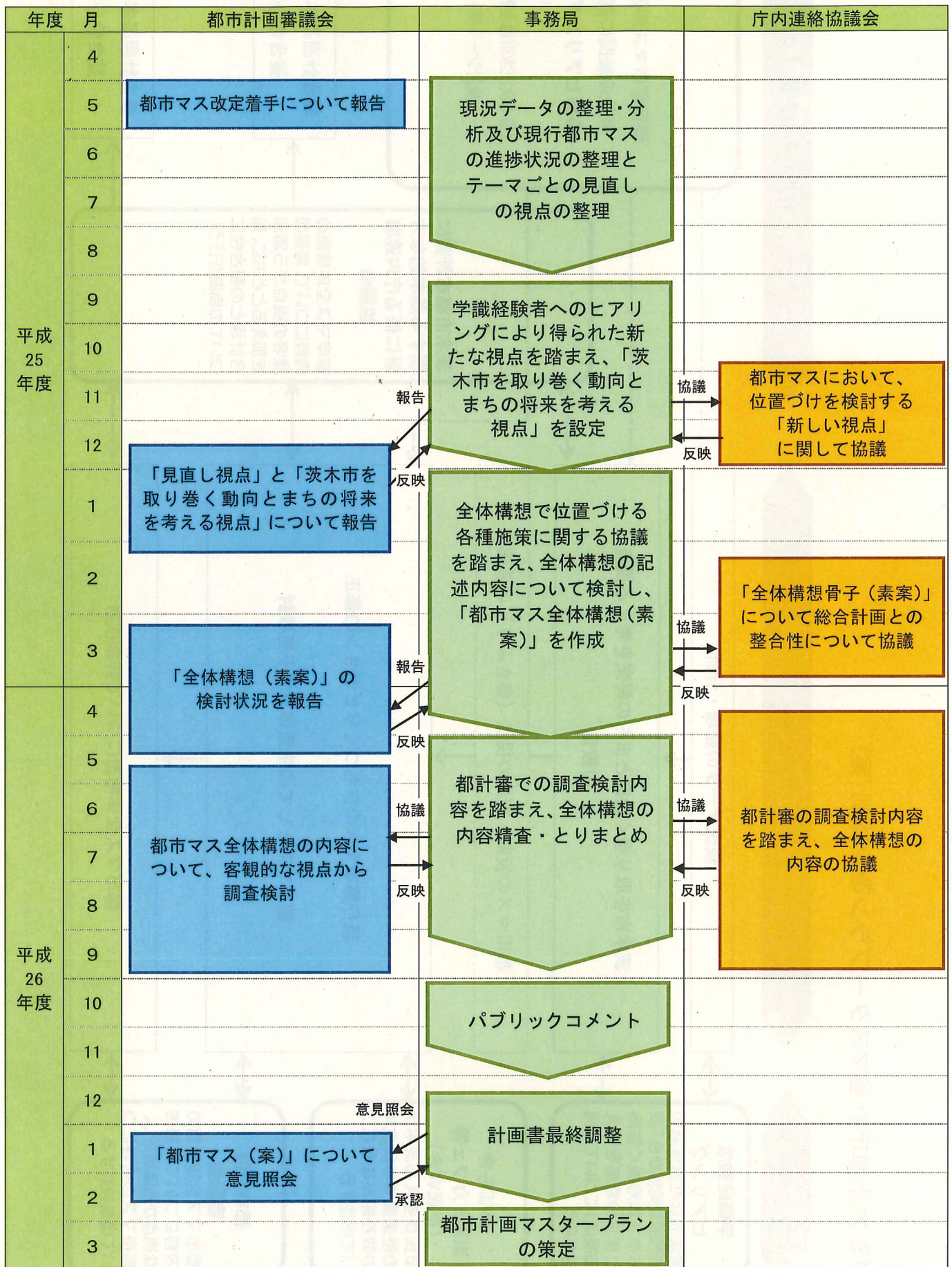
まちづくりの基本理念

「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木

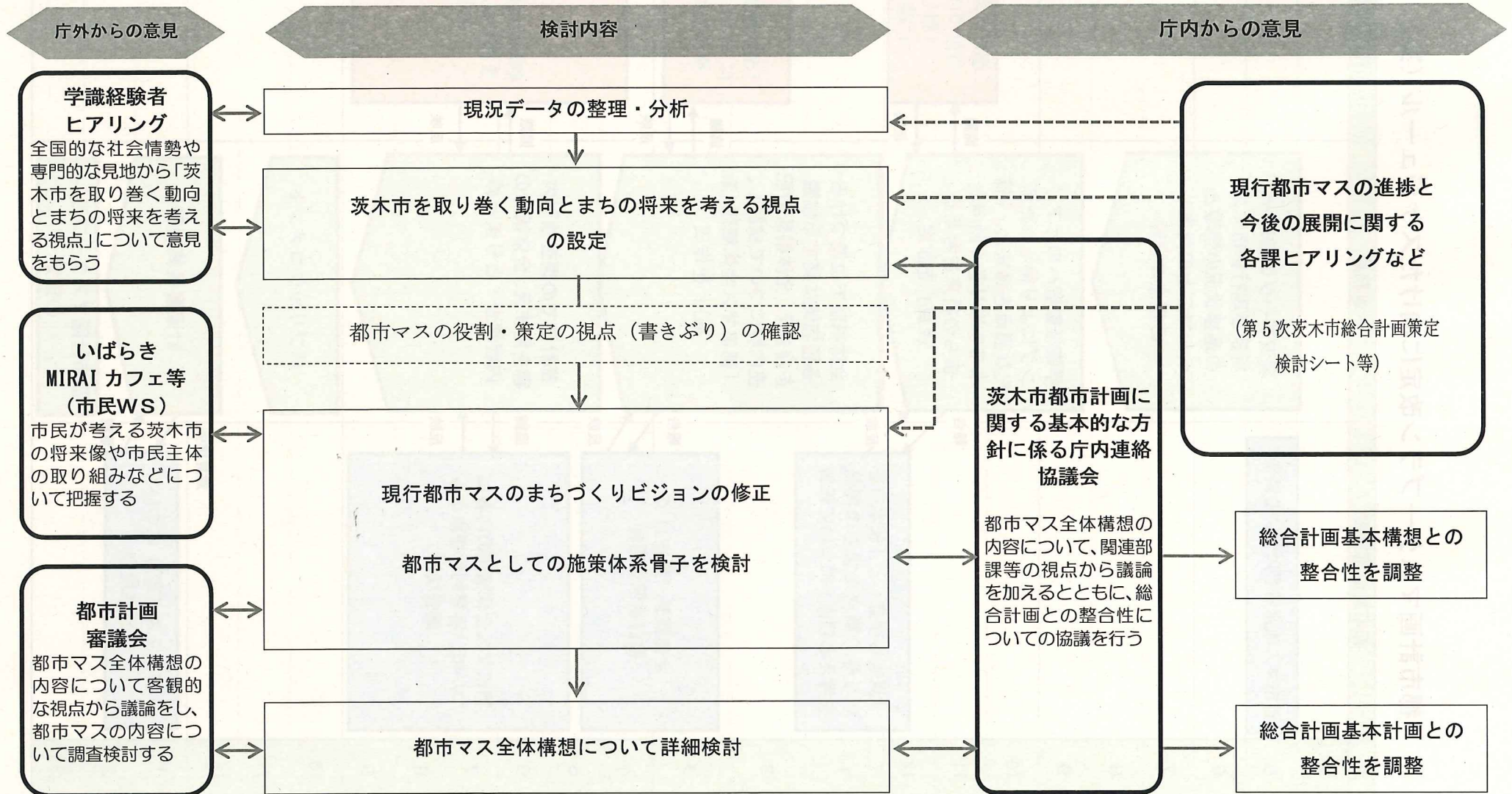
まちづくりの基本方針

- 人が育ち、人を育てるまち
- 挨拶があふれるまち
- 「人持ちになろう」が合言葉のまち
- たのしく散歩ができるまち
- 夢に向かってチャレンジができるまち
- 色々なくらしができるまち
- なりわいを大切にするまち
- 地元で循環するまち
- 茨木のエエもんを育むまち
- 身近な自然を守り、使い、育てるまち
- 人に優しい交通システムを取り入れるまち
- ⇒ (人に優しくまちの発展を支える交通システムを取り入れるまち)
- 今あるものを工夫して活かすまち
- (もしもの時に備えた災害に強いまち)
- (人が行き交う、にぎわいのあるまち)

都市計画マスタープラン改定に向けたスケジュール（案）



■ 茨木市都市計画マスタープラン改定体制(案)



旧追加指定基準

平成13年4月1日
茨 木 市

生産緑地地区の追加指定について

生産緑地地区の追加指定について、都市計画運用指針（平成12年12月）に基づき対応することとし、このうち「地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断により指定することができるもの」については下記のとおりとする。

記

1. 将来の公共施設等の敷地として適しているもの

(具体的判断基準)

- ① 既決定の都市計画公園、緑地等の都市計画施設の区域内である農地等（都市計画法第59条の認可又は承認後を除く。）
- ② 「緑の基本計画」において、将来の公園、緑地の適地として位置づけられている農地等で、保全が必要と判断されるもの。
- ③ 指定後の面積が、一団で2,500 m²（都市公園法施行令第2条で定める街区公園の標準面積）程度となり、保全が必要と判断されるもの。
- ④ 上記②、③については、一団の区域としての接道条件や、追加指定により整形化が図られるなど、将来の公共施設等の敷地として適正に利用されることが可能なもので、あわせて、営農環境等からみて生産緑地として保全されると認められるなど、当該農地の位置、形状、周辺の土地利用状況等を勘案するものとする。

2. 土地区画整理事業、地区計画等により計画的なまちづくりを進めるうえで、生産緑地地区指定が必要と判断されるもの

(例)

規模要件から生産緑地に指定されなかった農地等が、換地等により、既決定の生産緑地地区と隣接することにより、一団の区域と認められることとなった場合

3. 交換分合等により、新たに一団の農地等が生じるもので、生産緑地地区として評価でき、将来とも保全する農地等と認められるもの

(例)

- ① 既存の生産緑地地区の保全及び農業生産機能を増進するため、交換分合等により既決定の生産緑地地区と一体となって一団の農地等が形成されたもの
- ② 営農環境を保全し、持続的な農業経営を図ることを目的とした交換分合等により、新たに一団の農地等が形成されたもの。

新追加指定基準

平成 26 年 月 日
茨 木 市

生産緑地地区の追加指定について

生産緑地地区の追加指定については、生産緑地法第3条に基づき対応することとし、都市計画運用指針に示されている内容及び下記事項により判断するものとする。

記

1. 追加指定することができる農地等

○既決定の都市計画公園、緑地等の都市計画施設の区域内である農地等（都市計画法第59条の認可又は承認後を除く）。

○一団の区域として接道があること。

○営農環境等からみて生産緑地として保全されると認められるもの。

2. 原則として追加指定を行わない農地等

○商業系用途地域及び容積率300%以上を指定している区域内的の農地等

なお、追加指定にあたっては、当該農地の位置、形状、土地利用状況等を勘案するものとします。